

## 施工体制台帳に係る書類の留意点について

令和5年4月1日 適用

1. 作業員名簿の提出時期について
  - ・ 作業員名簿の変更時の提出は、下請契約の変更等による他様式の変更時に併せて提出すれば良いこととする。なお、他様式に変更が生じない場合は、工事着手時と工事完成時に提出すれば良いこととする。
2. 作業員名簿の様式について
  - ・ 作業員名簿の様式は、国土交通省 建設業課HPに掲載の作成例、建設キャリアアップシステムより出力される作成例のどちらを参考としても良いこととする。
3. IDの記載について
  - ・ 建設キャリアアップシステムに登録していなければ、現場ID、事業者ID、技能者IDの記載は不要とする。
4. 作業員名簿の資格・免許等の写しの添付について
  - ・ 作業員名簿の資格・免許等の写しの添付は不要とする。